

海上保安庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る
新規事業採択時評価実施細目

(制定) 平成 13 年 8 月 17 日保総政第 131 号の 3
(最終改正) 平成 23 年 3 月 31 日保総政第 360 号

第 1 目的

海上保安庁の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領（以下「実施要領」という。）第 6 の 3 の規定に基づき、本実施細目を定める。

第 2 評価の対象とする事業の範囲

本実施細目において評価の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業のうち、原則として、実施要領第 2 の規定により除かれる事業以外の全ての事業とする。

- (1) 海上保安官署施設費に係る事業
- (2) 船舶建造費に係る事業

第 3 評価の実施及び結果等の公表

1 評価の評価手続

- (1) 評価の実施主体は、本庁とする。
- (2) 評価の実施時期は、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
- (3) 本庁は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。

2 評価結果、採択箇所等の公表

本庁は、原則として概算要求書の財務省への提出時に、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。

第 4 評価手法

- 1 第 2 に規定する事業の評価手法については、別添 1 から 4 のとおりとする。
- 2 本庁は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。
- 3 本庁は、前二項において策定又は改善された評価手法を公表するものとする。

第 5 その他

本庁は、本実施細目の改定並びに評価手法の策定及び改善を行うにあたっては、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第 6 の規定に基づき設置される海上保安部会での検討及び調整を経るものとする。

附 則

- 1 本実施細目は、平成 13 年 8 月 1 7 日から施行する。
- 2 本実施細目の施行に伴い、「海上保安官署施設費に係る新規事業（通信施設関係事業を除く。）採択時評価実施細目及び海上保安官署施設費に係る新規事業（通信施設関係事業を除く。）採択時評価マニュアルについて（依命通達）（平成 11 年 12 月 15 日保装施第 250 号）」、「海上保安官署施設費（通信施設整備に限る。）に係る新規事業採択時評価実施細目及び海上保安通信施設整備の事業評価マニュアルについて（依命通達）（平成 12 年 7 月 12 日保装通第 164 号）」、「船舶建造費（巡視船艇整備に限る。）に係る新規事業採択時評価実施細目」及び「巡視船艇整備の事業評価マニュアル」について（依命通達）（平成 12 年 7 月 12 日保装船第 1038 号）」及び「船舶建造費（測量船艇整備に限る。）に係る新規事業採択時評価実施細目」及び「測量船艇整備の事業評価マニュアル」について（依命通達）（平成 12 年 10 月 31 日保装船第 1654 号）」は、廃止する。

- 別添 1 海上保安官署施設費に係る施設整備（通信施設関係事業を除く。）の
事業評価マニュアル
- 別添 2 海上保安通信施設整備の事業評価マニュアル
- 別添 3 巡視船艇整備の事業評価マニュアル
- 別添 4 測量船艇整備の事業評価マニュアル